

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例骨子（案）に対する意見の概要及び市の考え方

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例骨子（案）に対して、平成26年6月2日（月）から平成26年6月30日（月）の期間で市民の皆様等から意見を広く募集しました。その結果、15人の方から、37件の意見をいただきましたので、意見の概要及び市の考え方を次のとおり公表します。

1 意見の提出状況

(1) 意見の提出者数 15人（団体含む）

区分	一般	子ども
市内に住所を有する人	8	5
市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他団体	2	—
市内に存する事務所又は事務所勤務する人	—	—
市内に存する学校に在学する人	—	—
パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他団体	—	—
合 計	15	

※ 子どもは18歳未満の方。

(2) 意見の件数 37件

項目	件数
全体	10
目的	3
基本理念	1
定義	2
子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重	2
共通の役割	1
市の役割	1
保護者の役割	—
地域住民の役割	—
子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割	2
事業者の役割	1
子どもの意見表明及び参加の促進	1
子ども会議	3
子育て家庭への支援	1
特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援	—
子どもへの虐待等に対する取組	2
有害・危険な環境からの保護	—
子どもの居場所・遊び場づくり	2
相談体制	1
計画と検証	—
体制整備	—
広報及び啓発	1
その他	3
合 計	37

2 意見の概要及び市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
1		骨子素案に比べ、全体的に法律的な形式が整っていて良いと思います。 ただやはり子どもにとっては形式的であるがゆえ取っ付き難い部分があるので、前文を入れて全体像が解りやすいようにして欲しいです。	前文につきましては、今後、奈良市子ども条例検討委員会において検討の上、加えていきます。また、条例制定後には、子どものみなさんにもわかりやすいように条例の子ども用概要版も作成し、広く条例の周知を図っていきます。
2		「努めるものとする」と書いてあるところは“努めたけど、無理だった”という結果になった場合はどうなりますか。	この条例に基づく取り組みの進捗については、奈良市子ども・子育て会議において検証を行い、“努めたけど、無理だった”ということにならないように取り組んでいきます。
3		この条例は毎年内容を付け加えたり、内容を変更したりするのかな、と思います。 せっかく、素敵な条例なので、どんどん改良して、時代遅れになったり、古くさいものにならないければいいなと思います。	条例制定後はその時々状況に応じ、変更する必要が生じた場合は、この条例が時代遅れにならないように条例改正の手続きを行っていきます。
4	全体	子供の教育は子供を自立へと導く必要があるため、時には抑止や強制が必要になります。 しかし、これがこの条例によって、権利の侵害だと受け止められ、子供への指導が否定されることになれば、教育現場は混乱する可能性が大きいと思います。 それぞれの人権は平等でも、人格は異なります。発達段階に応じて大人が関わることによって、子供が成長していくことを踏まえるべきです。 また、子供の義務について全く無視されています。権利と義務のバランスが大事なのに、権利を強調しすぎだと思います。 この条例は教育基本法の趣旨から逸脱しているように見えます。この条例が制定されると、「指導から支援への転換」という間違った子供中心主義に逆戻りするのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり子どもは様々な大人との関わりによって成長していくため、それぞれの子どもの年齢や発達に応じて、子どもの最善の利益を考慮する必要があると考えています。 また、子どもの責任については、本骨子（案）の子どもの大切な権利の部分で「子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。」と規定しています。
5		子どもが権利の主体となっていくということは、大人と対等という意味にもなります。大人と子供の立場が平等になると、将来、奈良市を担っていく子供たちが我がままで自分勝手な大人になってしまうと思います。	大人が子どもの成長や発達に応じて、それぞれの子どもの最善の利益を考慮して関わっていくことにより、子どもがわがままで自分勝手になってしまうものではないと考えます。
6		この条例は作る必要が感じられません。 書いてある内容は当たり前のことで、あらためて文章にする必要があるのでしょうか？	子どもを取り巻く環境が一段と厳しさを増している中で、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちの実現を目的として、子どもに関するすべての関係者が連携し、協働するために条例を制定しようとするものです。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
7	全体	教育現場での「自虐史観」の押しつけは、子供に対する人権侵害であり、児童虐待です。本条例に、子供に対する「自虐史観」の押しつけを禁止する項目を、ぜひいれていただきたいと思えます。	この条例は歴史観を直接的に規定する条例ではありませんので、ご意見の内容を記載することは難しいと考えます。
8		この条例は「大人が子供の見本になるようにする」ような内容にすべきだと思います。子どもの成長に悪影響を及ぼしかねない「大人の行動を正すことによって目指す奈良市の子供にやさしいまちづくり条例」としてはどうでしょうか。もちろん条例では可能な罰則付きで。	大人が子どもの見本になるようにすることは大切なことですが、この条例の目的では、「奈良市の子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。」と規定しており、本骨子（案）の趣旨としてご意見の内容を記載することは難しいと考えます。
9		「子供」を「子ども」と書くのは、「子ども」があたかも差別表現であるような印象操作に振り回された自治体だと宣言することになるので「子供」を使用してください。	この条例においては近年整備された「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・子育て支援法」等の法令で用いられている表記と整合性を図るため「子ども」と表記しています。
10		条例の解説文がとても理解しやすいです。	条例制定後には、解説文だけでなく本条例の概要版と子ども用概要版を作成し、できるだけわかりやすいかたちで広く条例の周知を図っていきます。
11	目的	奈良市には市民プールがないので作ってほしいです。例えば、ドリームランドの跡地を買いとってプールを改装、アスレチックや大きな公園を作り、週末にはフリーマーケットや食フェスティバルなど家族で集客を見込めるものを企画し、そこから収入を得るなど、低価格で家族で遊べる街づくりをしてほしいです。	条例制定後には、ご意見のような子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として子ども会議を設けていきます。
12		<p>奈良市が現在子供に対して「子供に対してやさしい町」ではないからこの条例が必要であると明記していただかないと、制定理由としては不十分です。</p> <p>この程度の条例を制定しないといけない程、奈良市が緊迫しているとは思えませんが、最低でも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市における「生きる権利」が守られていないとする根拠、 ・奈良市における「育つ権利」が蔑ろにされている実績のデータ、 ・奈良市において「守られる権利」が守られていないとする根拠、 ・今のままでは「参加する権利」が蔑ろにされている実績データを <p>を示していただかないと、本当に必要なかがわかりません。「意味のない条例」ならいりません。</p> <p>「生きる権利」・「育つ権利」・「守られる権利」これらの権利が侵された場合は既に犯罪の域です。この条例で取り上げる程軽い問題ではありません。「公益通報条例」の方が有効ではないでしょうか。</p> <p>「参加する権利」は納税によって集められた予算から実施されたり、有志による善意で実施されたりする場合、もしくは参加費を払って参加する場合もある事を考えると、何らかの前提や条件がつく場合があることも明記していただかないと、トラブルの元になりかねません。</p>	<p>奈良市が生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が蔑ろにされているような、子どもに対してやさしい町ではないということではなく、奈良市の子ども施策に対する姿勢を示し、子どもに関わるすべての関係者が連携し、協働していくために条例を制定しようとするものです。</p> <p>子ども参加によって、大人と共にまちづくりを進めることが目的であり、あらかじめ条文において参加のための前提や条件を明記することは難しいと考えます。</p>

番号	項目	意見の概要	市の考え方
13	目的	<p>奈良が安心して子育てのできるまちになっていくのを楽しみにしたいです。 奈良に住みはじめて、このまちの住みやすさに気付いたが、この住みやすさがもっといろいろな人に知られるように、どんどんアピールしていかないとダメだと思います。その意味で、条例を作ることはその第一歩として歓迎したいと思います。これをもっとアピールできるように、市役所には頑張ってほしいと思います。</p>	<p>条例制定後には、奈良市がこれまで以上に安心して子育てのできるまちを目指していくことや、奈良市の住みやすさについてより多くの皆さんに知っていただけるように解説文だけでなく本条例の概要版と子ども用概要版も作成し、条例の周知を図っていきます。</p>
14	基本理念	<p>子供が主体になっていくと親や地域のサポーターの方、先生の立場で指導できなくなっていくのではないのでしょうか。 まず、昔から引き継ぐいい所が失われないように努力していくべきだと思います。 今、子供が親を殺してしまうニュースが多いです。まず、親や大人を敬う心を育てる条例を入れてほしいです。</p>	<p>子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎としていますが、すべての関係者が子どもの最善の利益を第一に考慮するというを目的としていることから、親や地域のサポーター、先生方が指導できなくなることにはならないと考えます。 そして、昔から引き継ぐいい所が失われないように努力することや、親や大人を敬う心を育てることは子どもの最善の利益につながると考えます。</p>
15		<p>奈良市民だけでなく、奈良市を訪れた人も対象となっているのがいいなと思います。</p>	<p>子どもについては、奈良市民だけでなく、奈良市内にいる限りこの条例の対象として、広く適用していくように考えています。</p>
16	定義	<p>「奈良市を訪れた人でも市内にいる限りは対象」で、参加の促進はすごいと思います。仮に、たまたま訪れた奈良市で、当日知らずに参加できなかったまちづくりに関して、他市や他県から後日周知の努力が足りないと行政に意見ができるというのはやり過ぎではないのでしょうか。</p> <p>地域住民の中に「など」が入っていますが、「など」を用いないで明確にしてください。 子どもが育ち・学ぶ施設の中に「これらに類する施設」とありますが、具体的にしてください。 事業者においても同じです。</p> <p>この条例を根拠に等しい権利を主張された場合の解決機関(市長なのか、条例を可決した議員なのか、担当課なのか)を明記しておいてください。</p>	<p>条例制定後には、市民の皆さんだけでなくホームページ等により市外の方にも周知をしていきます。</p> <p>「など」がどういうものかについては具体的には条例の解説文の中で記載していきます。</p> <p>この条例の運営状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況については、子ども・子育て会議で定期的に検証するものとし、その検証の結果を市長に報告し、公表することとしています。</p>
17	子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重	<p>文章だけではなく町ごとのセミナーの開催(もちろん、親子そろっての勉強できる場)などもっと実用的に考えてほしいと思います。</p>	<p>子どもの意見表明及び参加の促進につきましては、ご意見も参考にしながら、事業計画の中で具体的に定めていきます。</p>

番号	項目	意見の概要	市の考え方
18	子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重	ある子供にとっては「もっといいこと」が、違う子供にとっては「もっといやなこと」になり得ることも踏まえた条文にしていただかないと、ある者に関しては、強制であったり、苦痛であったりするので、本当に慎重に進めてください。	ご指摘のとおり、ある子どもにとっては「もっといいこと」が、違う子どもにとっては「もっといやなこと」になり得るので、個々の子どもの最善の利益を考慮することを目的の部分で掲げています。
19	共通の役割	「子ども自ら見て、感じて学び、吸収して自ら発信できるように育つために、大人が手本となりましょう」とする条例にした方がいいと思います。子供が「悲しい」「つらい」の意見が言える場を作った方がいいのであって、それがこの条例がないとできないわけではないと思います。	大人が子どもの手本となることは大切なことですが、本骨子(案)の目的では、「奈良市の子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望を持って成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする」と規定しており、本骨子(案)の趣旨として、ご意見の内容を記載することは難しいと考えます。 子どもが「悲しい」や「つらい」といった意見が言える場は必要であり、また、社会全体で連携して、子どもの救済を図るために必要な支援を行っていくためにも共通の認識となる条例が必要であると考えます。
20	市の役割	「子どもが育ち、学ぶ施設の関係者～必要な支援を行うものとする」の必要な支援のための財政上の措置は、「講じるものとする」では弱く、「講じなければならない」にしてください。「支援を行わねばならない」にしてください。	「支援を行うものとする」「講じるものとする」としている箇所は原則と方針を示す意味から「ものとする」という文言を用いています。
21	子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割	生徒の能力及び可能性を最大限に伸ばすことができる先生を増やしてほしいと思います。	学校では、一人ひとりの違いを認めつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる社会の担い手を育てています。教員は、大学等で指導理念や指導方法を学ぶなど、講義を受けたり教育実習を重ねたりして教員としての資質と能力を高めています。また、学校に勤務してからも、学校内における研修をはじめ、奈良市や県が主催する研修を受講するばかりでなく、自主的な研修も積極的に受講し、一人ひとりの能力に応じた指導ができるように勉強をし続けています。さらに、一人の児童生徒に対して、学校の多くの教員が関わることにより、多様な角度から一人ひとりの良さや可能性を伸ばす方法について話し合っています。放課後や夏休み等の長期休業中も研修をしています。このように、日々児童生徒の可能性を伸ばす方法を考えています。それが教員という仕事の本質です。
22		「虐待、いじめ、体罰等」は「未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うよう努めるものとする」では、努めている間に最悪の事態を招いてからでは遅いです。「努めるものとする」ではなく「できるようにする」にしてください。	本骨子(案)において「努めるものとする」とした内容については、最悪の事態を招くことのないように、条例制定後のその時々々の現状における取り組みをしっかりと検証しながら、すべての関係者の皆さんと連携し、協働して進めていきたいと考えています。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
23	事業者の役割	制度を整備するだけでなく、“制度を利用しやすい職場風土づくりを推進していく”という部分が本当にそうならすごくうれしいです。	制度を利用しやすい職場風土づくりを推進していけるように事業者と連携しながら取り組んでいきます。
24	子どもの意見表明及び参加の促進	「市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。」 今回、子ども条例制定を目指して長い時間をかけて取り組んできているにも関わらず、このような表現に留まっているのが残念に思います。	「努めるものとする」と表記している部分についても、市として、決して消極的ということではなく積極的な姿勢で取り組んでいきます。しかし、個別具体的には様々なケースがあり、確実に取組を行うことができない場合も考えられるため、「努めるものとする」といった表現としています。 そして、条例制定後のその時々々の現状における取り組みをしっかりと検証しながら、すべての関係者の皆さんと連携し、協働して進めていきたいと考えています。
25	子ども会議	子ども会議の設置が約束され、うれしく思います。	条例制定後は、子ども会議を通じて子どもの意見等を広く聴きながら、市の施策を考える上での参考にしていきます。
26		子ども会議に参加できるのは条例で定められている18歳までですか。また、子ども会議は毎年行うものなのでしょうか。	子ども会議の詳細につきましては、条例制定後にこれまでの子どもの意見も参考にしながら要綱等により定めていきたいと考えています。
27		「子どもの意見をきく」と書いていますが、どのように公募するのかいつから開催するのかなどを明記してほしいです。	
28	子育て家庭への支援	「市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。」では弱いです。 もう一歩力強い表現（意思表示）は出来ませんか？	本骨子（案）において「努めるものとする」とした内容については、条例制定後のその時々々の現状における取り組みをしっかりと検証しながら、すべての関係者の皆さんと連携し、協働して進めていきたいと考えています。
29	子どもへの虐待等に対する取組	早期発見に努めるということは具体的な部分は事業に任せるとのことだと思いますが、市としてのいじめの対策は相談の充実を図るだけですか。	平成25年度より教育委員会内に「いじめ対策生徒指導室」を設置しました。これにより、指導主事等が学校に向き、いじめ問題等諸問題に対し、解決を図るための指導や助言を行い対応しています。 教職員に対しても、未然防止、早期発見、早期対応ができる力量や感性を高めるため研修を実施しています。 また、「いじめ対策アクションプラン」を策定し、学校がいじめ問題等諸問題に対応できる取組や体制を提示しています。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
30	子どもへの虐待等に対する取組	条例では、罰則を設けることができるのですから、徹底的な責任追及と責任の所在、罰則等を盛り込まないのであれば、制定する意味がありませんし、この条例への市の本気度が計られてしまうと思います。 本気で子供を守りたいなら、ぜひ各事業案に対する責任の所在と罰則を明確に示してください。	すべての関係者が連携し、協働することにより、子どもにやさしいまちづくりを進めようとするものであり、罰則については想定していません。
31	子どもの居場所・遊び場づくり	多くの子どもは、放課後、家の中でテレビを見たり、ゲームをしたりして過ごしています。自然の中で、五感をフルに使って様々な体験が必要な幼児期にテレビやゲームをして過ごすのはとても残念なことです。 幼児の放課後の居場所・遊び場として幼稚園をもっと有効に活用していくことを提案します。	幼稚園では、子どもたちの放課後の遊びの場として園庭開放を実施しています。 子どもたちにとって、青空の下でのびのびと身体を動かし、気持ちを解き放った中で自由に遊べる場はとても大切です。園庭開放を、そのようにご活用していただいていることは、本来の園庭開放の目的からも大変喜ばしいことと受け止めています。 また、子どもたちを見守りながら保護者の方々が、子育ての情報を交換したり、時には子育ての悩みや思いを交わされたりする場でもあると捉えています。毎日忙しく子育てをされている保護者の方々にとっては「ホッとできる場」であることを願っています。 幼稚園が地域の子育ての広場と捉えていただき、有効にご活用していただけるよう、できる限り、お子様や保護者の方々のご要望にお応えできる体制をつくっていきたく思います。
32		子どもの遊び場が少ない地域に世代を問わず利用出来る憩いの場を作っただけであれば、子育て支援(子どもの居場所・遊び場づくり)にもつながり、子どもにやさしいまちづくりの推進にもなると思います。	子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことのできる居場所や遊び場づくりに努めていきます。
33	相談体制	子どもが直接相談できる体制を整えることは必要で、賛成です。相談を受け付ける窓口や部署をこれ以上増やす必要は全くないと思います。それよりも、今まである窓口を有効活用し、子どもが相談する「入り口」の部分をつまみやすくすることが大切だと思います。	子どもが直接、安心して、容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るとともに、子どもが相談する「入り口」の部分をつまみやすくするために、相談窓口について子どもをはじめ、市民の皆さんや関係者に広く周知を図っていきたく考えています。
34	広報及び啓発	訪れただけの子供の権利も守りますというアピール、訪れただけの子供の保護者へのアピールは、奈良市への観光客、他市からの通学者の保護者への広報にも力を入れてください。	条例制定後には、市民の皆さんだけでなくホームページ等により市外の方にも周知をしていきます。
35	その他	この提出用紙に至るまでの資料が多すぎて、出すのが良いのか悪いのかと悩みました。もう少し簡単に案を募集すれば沢山意見が出るのではないかと思います。	骨子(案)をよりわかりやすくするために関連資料として、骨子(案)の解説文、概要版及び子ども用概要版も示しました。ご意見は今後の参考にさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
36	その他	バンビーホームを適正規模にして子どもがゆったりすごせるようにしてください。現在の状況は子どもの人権をないがしろにしています。子どもにやさしくありません。	児童の健全な育成と保護者の就労保障の充実のため、質の高い保育環境の整備に向けて小学校の余裕教室等も活用しながら、バンビーホームの施設整備を進め大規模バンビーホームの解消を検討しているところです。
37		中間報告概要版で、条例の意味が、子供でもどういうものかわかりやすかったです。	子ども用概要版も作成し、大人だけでなく子どもにもわかりやすいように広く条例の周知を図っていきます。